

手続きチェックシート

転出

(大分市 → 他市町村)

転出届

新しい住所地にお住まいになる1カ月前から受付しています

住み始めてから14日以内に、「転出証明書（又はマイナンバーカード、住基カード）」を持参して、新しい住所地の市区町村で転入届を提出してください。

引っ越しワンストップサービス

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから
転出届をオンラインで提出できます。



《届出に必要なもの》

- ・ 窓口に来られた方が、ご本人であると確認できる書類（右記参照）
- ・ 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・ 委任状（同一世帯以外の方が届出をする場合）

関連する手続きは
下記にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

他市町村に引越しされる方へ

本庁舎1階 市民課⑤番窓口

各支所で届出される方は最寄りの支所に
お越しください

	本庁内の配置図や 各窓口の場所の 確認は右の二次元 コードからご確認を		市民行政センター、市民センター、支 所の場所や連絡先、施設内容 などの確認は右の二次元コード からご確認を		
	[本庁内]		[本庁内]		[本庁以外]

大分市 公式
LINE
友だち募集中!



イベント情報など、
暮らしに役立つ情報
をお届けしています。
ぜひ、友だち追加を
お願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した顔写真付きで、ご本人
が確認できるもの。免許証、許可証など>



運転免許証

マイナンバーカード

その他、

- ・ パスポート ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

- ・ 健康保険証又は資格確認書
- ・ 介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・ 顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との
関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる
方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転出

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当 ✓	必要なもの	受付場所・窓口			受付済 ✓
住所	マイナンバーカード又は住民基本台帳カードのいずれかを お持ちの方	(国内) 転出先で住所変更が必要です		(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	転出先の市区町村			
		(国外) カードの継続利用手続き ※転出予定日の前日までに手続きが必要 ※外国籍の方はカードの返納		(お持ちの方) ・マイナンバーカード	本庁舎1階 4番窓口	市民課	★	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	(カードができていない場合) 転出先で再申請が必要です		転出先の市区町村にご相談ください	転出先の市区町村			
		(カードができていない場合) カードを受け取り後、特例転出手続き		・交付通知書 (ハガキ) ・本人確認書類	交付通知書 (ハガキ) に記載された 受取場所			★
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります ※転出先の市町村で再登録ができます		転出先の市区町村にご相談ください	転出先の市区町村			
	海外へ出国する方	※1年以内の短期国外転出の場合、転出届は不要			本庁舎1階 5番窓口	市民課	★	

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

国民健康保険・年金	国民健康保険に加入している方							
	→ 69歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証、資格確認書の返却		国民健康保険証、資格確認書	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	★	
	→ 70歳から74歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証、資格確認書の返却		国民健康保険証兼高齢受給者証、 資格確認書			★	
	→ 修学のために転出する方	転出先で、引き続き、大分市の国民健康保険を使う 手続き		在学証明書			★	
	→ 住所地特例に該当する施設に転出する方						★	
	→ 世帯に、後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取			※転出先へ提出してください			
	75歳以上の方、又は 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証、資格確認書の返却		後期高齢者医療保険証、資格確認書	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	★	
	→ 大分県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 (郵送の場合有)			※転出先へ提出してください			
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却		・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など	本庁舎1階 9番窓口	国保年金課	★	
	国民年金を受給している方で、日本年金機構からの郵便物が 通称住所宛てに送付されている方	住所変更届 ※必要な場合があります			※転出先の年金事務所へ お問い合わせください			
海外へ出国する方	資格喪失 国民年金の任意加入 ※希望者のみ		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを 確認できる書類	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★		
	住所変更届 ※年金受給者の方		※受付は年金機構であり、国民年金室・ 各支所では案内のみ			—		
	脱退一時金の請求 ※外国籍の方 ※希望者のみ		※受付は年金機構であり、国民年金室・ 各支所では案内のみ			—		

転出

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

[★]マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
[◇]マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当 ✓	必要なもの	受付場所・窓口		受付済 ✓	
長 寿 ・ 障 が い	大分市長寿応援バス乗車証をお持ちの方	大分市長寿応援バス乗車証の返却		大分市長寿応援バス乗車証	本庁舎1階 14番窓口	長寿福祉課	★	
	65歳以上の方	介護保険証の返却		介護保険証			★	
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも大分市の介護保険証をそのまま使ってください					★	
	要介護認定を受けていた方	※転出先の市町村で手続きしてください		介護保険証			—	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っている方	受給者資格変更届		重度心身障害者医療費受給者証 （交付されている方）	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★	
	タクシー券を交付されている方	タクシー利用券の返還		タクシー券			★	
	障害福祉サービス受給者証を交付されている方	受給者証の返還		受給者証			—	
児童通所受給者証を交付されている方	受給者証の返還		受給者証			—		
こ ど も	小学生・中学生のお子さまがいる方	転校手続き ※引き続き大分市の学校に通う場合は、 児童生徒支援課で手続きが必要です		※学校から、「在学証明書」「教科用 図書給与証明書」を受領し、転出先 へ提出してください ※引き続き大分市の学校に通う場合は 転出先の住民票（世帯全員が記載さ れたもの）が必要です	これまで通って いた学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	—	
	児童手当を受給している方 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	児童手当資格消滅届 ※受給者が公務員の場合は、勤務先にお問い合わせ してください ※大分市の転出予定日の翌日から15日以内に 転入先で必ず申請手続きを行ってください		窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 ※転出先での申請遅れに注意して ください	別館3階	子育て支援課	★	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	子ども医療費助成受給資格証の回収、又は 有効期限の修正 ※窓口に来ることが難しい場合は、お問合せ ください		子ども医療費受給者証			★	
	おおいた子育てほっとクーポンをお持ちの方	大分市を転出する前日まで使用できます 転出先が大分県内であれば、クーポンを持参のうえ、 転入する市町村で引換交付の手続きをしてください 県外の市町村ではクーポンの使用はできません		ただし、県内に再度転入する場合は、クー ポンが必要となる場合がありますので、紛 失しないようご注意ください	（転出先が大分県内の場合） 転出先の市町村			
	妊娠中の方	大分市の妊産婦健康診査受診票は使えなくなりますの で、転出先で手続きしてください			転出先の市町村			
	保育施設等に入園、又は入所申込しているお子さんがいる方	退所（園）手続き、申込取下げ手続き			別館3階	子ども入園課	★	
	児童扶養手当の認定を受けている方	児童扶養手当の住所変更		※受付窓口でご相談ください		子育て支援課	★	
	ひとり親家庭等医療費助成の認定を受けている方	ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届又は喪失届		ひとり親家庭等医療証			★	
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の住所変更		※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っている方	重度心身障害者医療費助成の受給者資格変更届		重度心身障害者医療費受給者証			★	
上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、 「所得課税証明書」が必要な場合があります 転出先の自治体に確認の上、必要に応じて 取得してください		本人確認書類	本庁舎1階 1番窓口	税制課	★		

転出

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可

[★]マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
[◇]マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
税・料・金	上下水道の使用を止める方	使用中止届 ☎お電話又はインターネットでも手続きできます	水道使用中止届	上下水道局 料金センター 097-538-2416 本庁舎1階 7番窓口	★
	125cc以下の原付バイク、 小型特殊自動車を所有している方	廃車申告（軽自動車税（種別割）） 	・ナンバープレート ・車両情報（車名・型式・車台番号・排気量等） ・本人確認書類	第2庁舎3階	★
	軽自動車（三輪・四輪）を所有している方	※軽自動車協会でご相談ください		全国軽自動車協会連合会大分事務所 097-524-0222	
	125ccを超えるバイクを所有している方	※大分運輸支局でご相談ください		九州運輸局大分運輸支局 050-5540-2087	
	大分市に、土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談		第2庁舎3階	資産税課 —
	海外に転出される方	納税管理人のご相談			市民税課 —
その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※お客様の状況により手続き場所が異なります まずはお電話でご確認ください	本庁舎6階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅 管理センター：097-533-1674 （株）大興産 第2大分市営住宅 管理センター：097-536-2555	—
	大型・粗大ごみの処分が必要な方	有料収集の申込み	※事前の予約が必要です	東部清掃事業所 097-523-0322 西部清掃事業所 097-541-5473 佐賀関支所 097-575-1122	—
	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届	登録（鑑札）番号が分かるもの ※詳しくは転出先市町村にお問い合わせください	転出先の市町村	
転出Q&A	新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった	→転出証明書は有効ですので、早急にお届けください	→特例転出（マイナンバーカードをお持ちの方）の場合、転入手続きができない場合があります 電話（097-537-7298）でご相談ください	本庁舎1階 5番窓口	市民税課 ★
	転出届をした住所とは、違うところに住むことになった	→転出証明書はそのままでも有効です 実際に住み始めた市区町村にお届けください			
	転出届をした後に、引越しが取り止めにになった	→転出届を提出した窓口で取消の手続きが必要です	国外への転出取り止めの時は 全員分のパスポートが必要です	本庁舎1階 5番窓口	市民税課 ★
	転出証明書、マイナンバーカードを紛失した	→転出証明書の再発行が必要です	本人確認書類		★

2025. 7. 31現在



大分市

〒870-8504
大分市荷揚町2番31号



097-534-6111(代表)



WEB



開庁時間 あさ8時30分 ~ 夕方5時15分
(土曜・日曜・休日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです)

本庁舎(1階中心)・別館(3階)の
窓口業務を夕方6時まで延長

市民行政センター(鶴崎・植田)、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原)、明野支所の
開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>